## 第 54 号議案

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例の件

#### 第 54 号議案

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例の件 神戸市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年9月14日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例

神戸市火災予防条例(昭和37年4月条例第6号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び 第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は 太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)につ いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

# 改正後 改正前 (変電設備) (変電設備)

第12条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条第1項に規定する急速充電設備を除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- $(1) \sim (3)$  [略]
- (4) 建築物等の部分との間に換気、 点検及び整備に支障のない距離を 保つこと。

第12条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条第1項に規定する急速充電設備を除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- $(1) \sim (3)$  「略]
- (4) <u>キュービクル式のものにあつては、</u>建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。

 $(5) \sim (12)$  「略]

2、3 [略]

(急速充電設備)

- 第12条の2 急速充電設備(電気を設 備内部で変圧して、電気自動車等 (電気を動力源とする自動車、原動 機付自転車、船舶、航空機その他こ れらに類するものをいう。以下同 じ。)にコネクター(充電用ケーブ ルを電気自動車等に接続するための <u>ものをいう。以下同じ。)を用いて</u> 充電する設備(全出力20キロワット 以下のものを除く。)をいい、分離 型のもの(変圧する機能を有する設 備本体及び充電ポスト(コネクター 及び充電用ケーブルを収納する設備 で、変圧する機能を有しないものを いう。以下同じ。) により構成され るものをいう。以下同じ。) にあつ ては、充電ポストを含む。以下同 じ。)の位置、構造及び管理は、次 に掲げる基準によらなければならな 11
  - (1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築

 $(5) \sim (12)$  「略〕

2、3 [略]

(急速充電設備)

第12条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築

物から3メートル以上の距離を保 つこと。ただし、<u>次に掲げるもの</u> <u>にあつては</u>、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた 外壁で開口部のないものに面す もの

<u>イ 分離型のものにあつては、充電</u> ポスト

- (2) その 管 体は不燃性の金属材料で 造ること。 ただし、分離型のもの の充電ポストにあつては、この限 りでない。
- (3) [略]
- (4) <u>その管体は</u>雨水等の浸入防止の 措置を講ずること。
- (5) 「略]
- (6) <u>コネクター</u>と電気自動車等が確 実に接続されていない場合には、 充電を開始しない措置を講ずるこ と。
- (7) コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。
- (8)~(10) [略]

物から3メートル以上の距離を保 つこと。ただし、<u>不燃材料で造</u>り、又は覆われた外壁で開口部の ないものに面するときは、この限 りでない。

(2) その 筐 体は不燃性の金属材料で 造ること。

- (3) 「略]
- (4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
- (5) 「略]
- (6) <u>急速充電設備</u>と電気自動車等が 確実に接続されていない場合に は、充電を開始しない措置を講ず ること。
- (7) 急速充電設備と電気自動車等の 接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

#### (8)~(10) [略]

- (11) 急速充電設備を手動で<u>緊急に</u> 停止することができる装置を、当 該急速充電設備の利用者が異常を 認めたときに、速やかに操作する ことができる箇所に設けること。
- (12) <u>急速充電設備と電気自動車等</u> の衝突を防止する措置を講ずるこ と。
- (13) コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。
- (14)、(15) 「略]
- (16) 急速充電設備のうち蓄電池を 内蔵しているものにあつては、当 該蓄電池 <u>(主として保安のために</u> <u>設けるものを除く。)</u>について次 に掲げる措置を講ずること。

ア~エ 「略]

(17) 急速充電設備のうち分離型の ものにあつては、充電ポストに蓄 電池 (主として保安のために設け るものを除く。) を内蔵しないこ と。

- (11) 急速充電設備を手動で<u>緊急停</u>止させることができる措置を講ず<u>る</u>こと。
- (12) <u>自動車等</u>の衝突を防止する措置を講ずること。
- (13) コネクター <u>(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)</u> について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。
- (14)、(15) 「略]
- (16) 急速充電設備のうち蓄電池を 内蔵しているものにあつては、当 該蓄電池について次に掲げる措置 を講ずること。

ア~エ 「略]

<u>(18)</u>、<u>(19)</u> [略]

2 「略]

(蓄電池設備)

- 第14条 蓄電池設備(蓄電池容量が10 キロワット時以下のもの及び蓄電池 容量が10キロワット時を超え20キロ ワット時以下のものであつて蓄電池 設備の出火防止措置及び延焼防止措 置に関する基準(令和5年消防庁告 示第7号)第2に定めるものを除 く。以下同じ。)は、地震等により 容易に転倒し、亀裂し、又は破損し ない構造とすること。この場合にお いて、開放形鉛蓄電池を用いたもの にあつては、その電槽は、耐酸性の 床上又は台上に設けなければならな い。
- 2 「略]
- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただ

<u>(17)</u>、<u>(18)</u> [略]

2 「略]

(蓄電池設備)

第14条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800 アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐食性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

- 2 「略]
- 3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水 等の浸入防止の措置を講じたキュー ビクル式のものとしなければならな い。

し、不燃材料で造り、又は覆われた 外壁で開口部のないものに面すると きは、この限りでない。

に設ける蓄電池設備の位置、構造及 び管理の基準については、第11条第 4 号、第12条第1項第4号、第7 号、第8号及び第11号並びに第12条 の2第1項第4号の規定を準用す る。

(避雷設備)

- 第17条 避雷設備の位置及び構造は、 消防長が指定する日本産業規格(産 業標準化法(昭和24年法律第185 号) 第20条第1項に規定する日本産 業規格をいう。以下同じ。)に適合 するものとしなければならない。
- 2 「略]

(喫煙等)

第24条 [略]

2 「略]

4 前項に規定するもののほか、屋外 4 前項に規定するもののほか、屋外 に設ける蓄電池設備の位置、構造及 び管理の基準については、第11条第 4 号、第12条第1項第4号、第7 号、第8号及び第11号並びに第2項 並びに本条第1項の規定を準用す る。

(避雷設備)

- 第17条 避雷設備の位置及び構造は、 消防長が指定する日本産業規格(産 業標準化法(昭和24年法律第185 号) 第20条第1項に規定する日本産 業規格をいう。) に適合するものと しなければならない。
- 2 「略]

(喫煙等)

第24条 「略]

- 2 「略]
- 3 前項の標識を設ける場合におい て、その付近には紛らわしい他の表 示をしてはならず、かつ、併せて図 記号による標識を設けるときは、規 則で定めるものとしなければならな
- <u>3</u> 第1項各号(第3号を除く。)に <u>4</u> 第1項各号(第3号を除く。)に

規定する場所を有する防火対象物又 は防火対象物の部分の関係者は、次 の各号に掲げる場合に応じ、当該各 号に定める措置を講じなければなら ない。

- (1) 「略]
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 廊下(通行の用に供しない部分を 除く。)、階段及び避難通路以外 の部分に適当な数の吸殻容器を設 けた喫煙所の設置並びに当該喫煙 所における「喫煙所」と表示した 標識の設置(健康増進法(平成14 年法律第103号)第33条第2項に規 定する喫煙専用室標識を設ける場 合においてはこの限りでない。)
- 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

規定する場所を有する防火対象物又 は防火対象物の部分の関係者は、次 の各号に掲げる場合に応じ、当該各 号に定める措置を講じなければなら ない。

- (1) 「略]
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 廊下(通行の用に供しない部分を 除く。)、階段及び避難通路以外 の部分に適当な数の吸殻容器を設 けた喫煙所の設置

5 前項第2号に掲げる喫煙所には、 「喫煙所」と表示した標識を設置 し、又は当該標識及び規則で定める 図記号による標識を設置しなければ ならない。 5 第3項第2号に掲げる場合の劇場等の喫煙所は、各階(他の階の喫煙所を案内する定期的な館内放送の実施及び同項第1号に定める措置を講じた階を除く。)に客席以外の部分に設けなければならない。

<u>6</u>、<u>7</u> [略]

<u>第50条の4の3及び第50条の4の4</u> <u>削除</u> 6 第4項第2号に掲げる場合の劇場等の喫煙所は、各階(他の階の喫煙所を案内する定期的な館内放送の実施及び同項第1号に定める措置を講じた階を除く。)に客席以外の部分に設けなければならない。

### <u>7、8</u> [略]

(防火管理業務等受託者の教育担当 者の選任等)

- 第50条の4の3 令別表第1に掲げる 防火対象物について、施行規則第3 条第2項に規定する委託の例により 規則で定める防火管理上必要な業務 (以下「防火管理業務」という。) の委託を受けて事業を行う者は、防 火管理業務を担当する事務所ごと に、規則で定める資格を有する者の うちから防火管理業務に関する教育 の担当者(以下「防火教育担当者」 という。)を定め、当該防火教育担 当者に防火管理業務に従事する者 (以下「防火管理業務従事者」とい う。)に対する防火管理業務に関す る知識、技能等の教育を行わせなけ ればならない。
- 2 令別表第1に掲げる防火対象物に ついて、施行規則第51条の8第2項 において読み替えて準用する施行規

則第3条第2項に規定する委託の例 により規則で定める防災管理上必要 な業務(以下「防災管理業務」とい う。)の委託を受けて事業を行う者 は、防災管理業務を担当する事務所 ごとに、規則で定める資格を有する 者のうちから防災管理業務に関する 教育の担当者(以下「防災教育担当 者」という。)を定め、当該防災教 育担当者に防災管理業務に従事する 者(以下「防災管理業務従事者」と いう。)に対する防災管理業務に関 する知識、技能等の教育を行わせな ければならない。

- 3 第1項の事業を行う者は、同項の 規定により防火教育担当者を定めた ときは、遅滞なく、その旨を消防長 に届け出なければならない。これを 解任したときも、同様とする。
- 4 第1項の資格を有する者は、消防 長が行う講習又は消防長が指定する 講習を定期に受けなければならな い。
- 5 第3項及び第4項の規定は、第2 項の規定の適用を受ける者及び同項 の資格を有する者について準用す る。この場合において、第3項中 「第1項」とあるのは「第2項」

と、「防火教育担当者」とあるのは 「防災教育担当者」と、第4項中 「第1項」とあるのは「第2項」と 読み替えるものとする。

(防火管理業務等委託者の防火管理 教育等の確認)

- 第50条の4の4 前条第1項の委託を しようとする者は、当該受託者の業 務体制が整備されていること及びそ の防火管理業務従事者が防火教育担 当者による教育を受けていることを 確認しなければ委託してはならな い。
- 2 前項の規定は、前条第2項の委託 をしようとする者について準用する。この場合において、前項中「前 条第1項」とあるのは「前条第2 項」と、「防火管理業務従事者」と あるのは「防災管理業務従事者」と と、「防火教育担当者」とあるのは 「防災教育担当者」と読み替えるも のとする。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第53条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、

(火を使用する設備等の設置の届出)

第53条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、

その旨を消防長に届け出なければならない。

- (1)~(11) [略]
- (12) 高圧又は特別高圧の変電設備 (全出力50キロワット以下のもの 並びに柱上及び道路上に設ける電 気事業者用のものを除く。)
- $(13) \sim (15)$  [略]
- (16) 蓄電池設備<u>(蓄電池容量が20</u> キロワット時以下のものを除 <u>く。)</u>
- $(17) \sim (18)$  [略]

その旨を消防長に届け出なければならない。

- $(1) \sim (11)$  「略]
- (12) 高圧又は特別高圧の変電設備 (全出力50キロワット以下のもの 並びに柱上及び道路上に設けるも のを除く。)
- $(13) \sim (15)$  [略]
- (16) 蓄電池設備
- $(17) \sim (18)$  [略]

改正後									改正前									
表第	1 (9	第 3 条	・ 第3条の	2、第3条の3、第4条	、第 5	条、第	7条、	第 8	条 、	別表第	第 1 (	第3条	、第3条の	2、第3条の3、第4条、	、第 5	条、第	7条、	第8条、
第 8	条の 2	2、第	9条の2、第	519条、第20条、第21条、	第22条	関係)				第 8	条の2	2、第:	9 条の2、第	519条、第20条、第21条、	第22条	関係)		
種別 距離 (センチ ル)						チメー	- }	種別					距離(センチメート					
						ル)										ル)		
					入力	上方	側方	前方	後方						入力	上方	側方	前方後力
略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略] [略
厨	気	不	開	組込型のこんろ、グリル	14+	100	15	15	15	厨	気	不	開	組込型のこんろ、グリル	14キ	100	15	15 1
房	体	燃	放	付こんろ若しくはグリド	ロワ		(注		(注	房	体	燃	放	付こんろ若しくはグリド	ロワ		(注	( )
設	燃	以	式	ル付こんろ又はキャビネ	ット		5)		5)	設	燃	以	式	ル付こんろ又はキャビネ	ット		5)	5 )
備	料	外		ット型のこんろ、グリル	以下					備	料	外		ット型のこんろ、グリル	以下			
				付こんろ若しくはグリド										付こんろ若しくはグリド				
				ル付こんろ										ル付こんろ				
				据置型レンジ	21+	100	15	15	15					据置型レンジ	21+	100	15	15
					ロワ		(注		(注						ロワ		(注	(
					ット		5)		5)						ット		5)	5 )
					以下										以下			
	-	不		組込型のこんろ、グリル	14+	80	0		0			不		組込型のこんろ、グリル	14+	80	0	
		燃		 付こんろ若しくはグリド	ロワ							燃		付こんろ若しくはグリド	ロワ			
				ル付こんろ又はキャビネ	ット									ル付こんろ又はキャビネ	ット			
				ット型のこんろ、グリル	以下									ット型のこんろ、グリル	以下			
				 付こんろ若しくはグリド										付こんろ若しくはグリド				
				ル付こんろ										ル付こんろ				
					21+	80	0		0						21+	80	0	
					ロワ										ロワ			
					ット										ット			
					以下										以下			
	固	不	木炭を燃料	·炭火焼き器		100	50	50	50									
	体	燃	とするもの															
	燃	以																

料 <u>外</u> 不 <u>燃</u>	木炭を燃料		_	80	30	_	30	
	質されないも	使用温度が800度以上の		250	200	300	200	
0		もの 使用温度が300度以上800 度未満のもの		150	100	200	100	使用温度が300度以上800 度未満のもの
		使用温度が300度未満のもの		100				使用温度が300度未満の 100 50 100 5 もの
(注1)~(	[略] 注12) [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略] [略]
備考 [略]								備考 [略]

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規 定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第12条第1項第4号、第12条の2第1項第4号、第14条第1項、第3項 及び第4項、第53条第16号並びに別表第1の改正規定並びに次項、附則第3 項及び第5項の規定 令和6年1月1日
  - (2) 第50条の4の3及び第50条の4の4の改正規定 令和6年4月1日 (経過措置)
- 2 前項第1号に掲げる改正規定の施行(以下「1号施行」という。)の際現に 設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設 備及びこの条例による改正後の神戸市火災予防条例(以下「新条例」という。) 第14条第1項に規定する蓄電池設備(附則第5項に掲げるものを除く。)(以 下この項において「燃料電池発電設備等」という。)又は現に設置の工事中で ある燃料電池発電設備等のうち、新条例第12条第1項第4号(新条例第12条第 3項、第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項及び第3項並びに第14条第 2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものにつ いては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 1号施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第14条第1項に規定する蓄電池設備(附則第5項に掲げるものを除く。)のうち、新条例第14条第1項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第12 条の2第1項(第4号を除く。)に規定する急速充電設備に係る位置、構造及 び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 5 新条例第14条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、1号施行の際現に設置されているもの及び1号施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、新条例第14条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

- 6 新条例第24条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 7 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第24 条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条 例第24条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、 なお従前の例による。

#### 理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する 条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)等の改正に伴 い、条例を改正する必要があるため。